

こどもの自殺防止に係る協議会について

1 こどもの自殺に係る国の動き

全国状況

- 小中高生の自殺者数は538人で過去最多（令和7年）
- コロナ禍以降（令和2～）こども・若者（29歳まで）の自殺者数の累計は約2万人
- G7各国のうち10～19歳の死因順位の1位が「自殺」であるのは日本のみ

国の対応

- **自殺対策基本法改正**（令和7年6月改正、**令和8年4月施行**）
- こどもの自殺対策推進パッケージ（令和7年9月）
- こどもまんなか実行計画2026：子供の自殺対策の強化（令和8年6月）
- **こどもの命と安全を徹底的に守る 大臣プロジェクト2026～第1弾 こども・若者自殺防止総力戦略～**（令和8年6月）

国と地方が総力を結集し、救える命を必ず救う。こどもの命を、総力を挙げて徹底的に守り抜く。

自殺に至る危険性が高いこども・若者を早期に把握し、関係機関が連携して継続的に支援する体制を早急に整備

<現場で特に重点を置くべき取組として自治体に求められていること>

関係機関による情報共有と継続的な支援

- **こどもの自殺防止に係る協議会を自治体で設置【県・市町村】**※ 法律上の努力義務
こどもの自殺の状況の把握、課題や取組状況の整理とその評価を実施
市町村が設置する協議会への支援
- 市町村や学校に対して多職種の専門家による助言を行う体制確保（自殺危機対応チーム）【県】
自殺ハイリスク者への危機介入の強化のため、市町村等からの求めに応じて助言等を実施

2 こどもの自殺に係る本県の状況と取組

本県の状況

- こどもの自殺者数は年によって増減がある状況
 - 小中高生の自殺者数 R6：4人、R7：5人
- 岩手県自殺対策アクションプラン（令和6～10年度）
 - 地域のネットワーク構築から自殺予防につなげる包括的な自殺対策プログラム（久慈モデル）に取り組み、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」を重点施策のひとつとして、こども・若者に対する自殺対策を実施

引き続き地域のネットワークの構築による自殺対策に取り組むとともに、こどもの自殺に係る状況把握や取組の整理・評価を整備する。
また、引き続き、県教委の取組に対しても積極的な連携を図り、必要な助言を実施する。

重点を置くべき取組		県の対応状況
関係機関による情報共有と継続的な支援		○ 地域ネットワークを構築から自殺予防につなげる包括的な自殺対策プログラム（久慈モデル）に引き続き取り組む
「法定協議会」の設置	こどもの自殺の状況把握と、課題・取組の整理と評価	○ 「岩手県自殺対策推進協議会」が、 県のこどもに係る協議会の役割を担うこととしたい
	市町村協議会の支援	○ 市町村の協議会設置状況の調査、設置・運営の支援
市町村や学校に対して多職種の専門家による助言を行う体制確保（自殺危機対応チーム）		○ 久慈モデルの全県展開に取り組む中で、困難な事案に関しては医療機関や精神保健福祉センターが、 多職種によるスーパーバイズを実施 ○ 引き続き、県教委の取組に対しても積極的な連携を図り、必要な助言を実施 ※ チームの在り方については今後検討

3 協議会について

改正自殺対策基本法（令和8年4月施行） ※抜粋	
第23条	地方公共団体は、第19条及び第20条の <u>施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、単独で又は協働して、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、当該地域を管轄する警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者をもって構成する協議会を置くことができる。</u>
第24条	協議会は、前条第1項に規定する施策を適切かつ効果的に実施するため、 <u>こどもの自殺の防止等について必要な情報を交換を行うとともに、必要な対処、支援等の措置に関する協議を行うものとする。</u>

自殺対策基本法に基づく協議会の設置及び運営に関するガイドライン（令和8年3月30日こども家庭庁）

協議会の対象となる こども	心身の発達の過程にある者（こども基本法第2条1項） ※18歳や20歳といった年齢を理由に必要な支援が途切れないようにすることが重要
都道府県が設置する 協議会に期待される 役割	【全体会議】 <u>県全体や地域ごとのこどもの自殺の状況把握、課題や取組状況等の整理、その評価に取り組む</u> 【その他】※地域の実情によって必要に応じて、下記を行うことも考えられる 市町村の個別ケース検討会議では対応が困難な事例について対応方法を議論 市町村の個別ケース検討会議について、都道府県がその開催等を支援
（参考） 市町村が設置する 協議会に期待される 役割	【個別ケース検討会議】 自殺の発生を回避するために支援に緊急性を要するこどもや自殺未遂をしたこどもについて、個別に具体的な支援の内容等を構成者で協議 【全体会議】 必要に応じ、地域におけるこどもの自殺対策について協議
構成者（例示）	学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署、自殺対策に係る活動を行う民間団体
既存の会議体	法に基づく協議会の設置・運営に当たっては、新たに協議会を設置する方法のほか、既存の会議体に法に基づく協議会の機能を追加する方法も考えられる

4 岩手県自殺対策推進協議会が、県のこどもの自殺防止に係る協議会の役割を担うことについて

《協議事項》

本協議会においては、県内の様々な関係機関・団体によるネットワークにより、官民一体となった自殺対策に取り組んできた。こどもや若者を含む、それぞれの対象に応じた自殺対策の推進についても協議をしてきたところ。

- 今後、こどもの自殺に係る状況及び取組についても共有・協議することで、
本協議会が、法に基づくこどもの自殺防止に係る協議会の役割を担うこととしたいもの。
- ▶ なお、市町村の個別ケース会議で対応が困難な事例についての支援等の役割については、本協議会（全体会議）での対応は想定していない。
- また、本協議会は、法に例示されている構成員のほぼすべてに参画いただいているが、「児童相談所」関係の部署がないことから、今後、「児童相談所」を所管する
県こども子育て支援室 又は福祉総合相談センターを新たに委員に加えることとしたいもの。

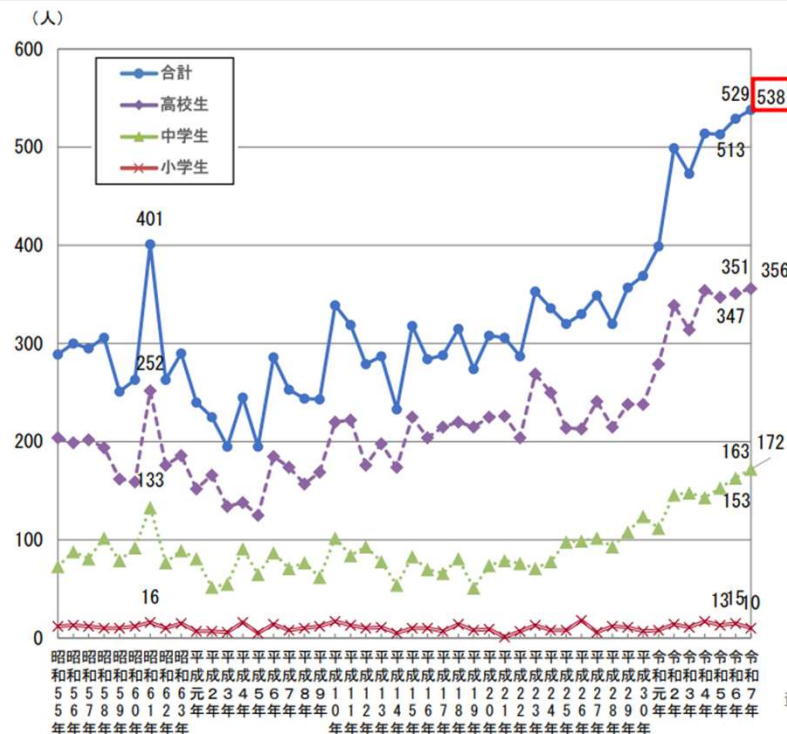
【参考】本県の子どもの自殺対策の取組状況

こどもの自殺対策推進パッケージ項目（抜粋）		パッケージに対応した本県の対応状況
教育・普及啓発	SOSの出し方教育・自殺予防教育の推進	・若年層向け「こころの啓発動画」の作成 ▶県立高校において「こころのサポート授業」で活用
	地方自治体によるゲートキーパー養成研修	・ゲートキーパー養成研修を実施
	「心の健康」に関する指導の実施	・公立高校でこころのサポート授業を実施
	学校における精神保健に関する知識の向上	・こころのサポート校内研修を実施（教職員対象）
リスク早期発見・対応	1人1台端末等を活用した「心の健康観察」	・年1回公立高校で「心とからだの健康観察」アンケートを実施 ▶必要に応じてスクールカウンセラー等につなぐ
	学校における心の健康保持のための健康診断等	・1人1台端末を活用した「こころの相談室」の設置
	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実	・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の充実
危機介入	法定協議会の設置 こどもの自殺の状況の把握・課題や取組状況等の整理 市町村が設置する協議会への支援	・岩手県自殺対策推進協議会（48機関・団体により構成）：総合的な自殺対策（こどもを含む）の推進に関する事項を検討 ・市町村の協議会等の設置状況を調査中 →岩手県自殺対策推進協議会が県の子どもに係る協議会の役割を担う方向で調整中 →調査結果を踏まえ、市町村の協議会設置・運営を支援
	市町村や学校に対して多職種の専門家による助言を行う体制確保（自殺危機対応チーム）	・地域全体のネットワークにより自殺を減らす包括的な自殺対策プログラムを実施 ▶困難事例は、医療機関や精神保健福祉センターが多職種によるスーパーバイズを実施 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、必要時は学校長主導で各自治体の相談機関等と連携 →教育委員会の取組に対し、積極的に連携を図り、必要な助言を実施
見守り・支援	地方自治体及び民間団体によるSNS相談体制強化	・こころの相談電話の実施 ・SNS等による相談を実施する民間団体に補助事業を実施
	教育委員会による24時間子供SOSダイヤル、SNS等を活用した相談体制の整備	・24時間こどもSOSダイヤルにより、児童生徒、保護者等の電話相談を24時間体制で受け付け、案内カードを児童生徒向けに県内全校種の学校で配布 ・SNSで相談可能な窓口の案内カードを県立高校向けに配布

【参考】こども自殺の状況

全国の状況

- 小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和7年では**538人**と、統計のある昭和55年以降で最多となっている。



本県の状況

- こどもの自殺者数が過去最多となったことを踏まえ、都道府県別の小中高生の自殺者数が令和6年以降公表された
令和6年：4人、令和7年：5人
- 年代別で20歳未満の自殺者数を見ると、直近5年では、5～12人と、年ごとに増減がある状況

小中高生の自殺の状況(警察庁統計)

	小中高生(A)		自殺者数(B)		割合(A/B)	
	本県	全国	本県	全国	本県	全国
R6	4	529	266	20,320	1.5%	2.6%
R7	5	538	204	19,188	2.5%	2.8%

※ 小中高生の自殺者数の都道府県別の数値は令和6年から公表されているもの

本県の年代別自殺者数（警察庁統計）

	20歳未満	20-39	40-59	60-79	80歳以上	不詳	計
R 3	5	36	69	58	30	1	199
R 4	6	57	81	82	37	0	263
R 5	12	42	95	85	31	0	265
R 6	8	52	102	70	34	0	266
R 7	7	43	60	59	35	0	204

20歳未満の割合

	本県	全国
R 3	2.5%	3.2%
R 4	2.3%	3.6%
R 5	4.5%	3.7%
R 6	3.0%	3.9%
R 7	3.4%	4.3%

「こどもの命と安全を徹底的に守る」大臣プロジェクト2026 第1弾『こども・若者 自殺防止総力戦略』について

1. 現状・課題

○小中高生の自殺者数は**538人**で**過去最多**(令和7年) ○コロナ禍以降(令和2年～)こども・若者(29歳まで)の自殺者数の累計は**約2万人**

○G7各国のうち10～19歳の死因順位の第1位が「自殺」であるのは**日本のみ**(令和7年版自殺対策白書)

○改正自殺対策基本法(令和7年6月改正、本年4月施行)により、こどもの自殺防止のため関係機関が情報共有や支援方針を協議する場合(協議会)を自治体で設置可に

2.こどもの自殺を減らすために

○自殺未遂者など、自殺に至る危険性が高いこどもに特に重点を置き、こどもの命を徹底的に守るため、大臣プロジェクトを始動

➡自殺に至る危険性が高いこども・若者を早期に把握し、関係機関が連携して継続的に支援する体制を早急に整備

※(参考)自殺者に占める未遂歴ありの割合
女子高校生 約4割(R4-R5年)

現場で特に重点を置くべき取組

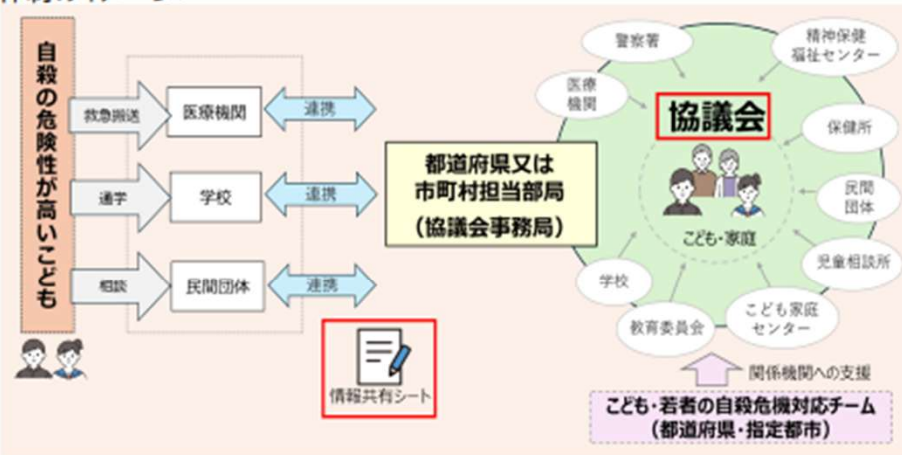
○自殺の危険性が高いこどもの早期把握

- ・1人1台端末を活用した「心の健康観察」の推進や相談先へのアクセス簡易化
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進
- ・電話・SNSを活用した相談体制の整備 等

○関係機関による情報共有と継続的な支援

- ・医療機関、学校等と自治体との「**情報共有シート**」普及促進
- ・「**法定協議会**」の設置促進
- ・市町村や学校に対して多職種の専門家による助言を行う体制確保
（「**自殺危機対応チーム**」）

＜体制のイメージ＞



➡ 全ての自治体(都道府県・市町村)において、協議会を中心にこどもの命を守る体制を確立し機能させることが必要

国として取り組むこと

- 各自治体に対して、こども・若者の自殺対策の抜本的な強化を要請し、現場の声を反映しながら必要な支援を具体化
- 自治体での体制整備をこども家庭庁を挙げて強力に支援し、自治体の状況の見える化により取組を後押し

大臣キャラバン
47都道府県の首長に直接要請

こども家庭庁職員による自治体の伴走支援
説明会・自治体訪問・継続したフォロー

自治体別の状況の見える化
体制や取組をHPに一元化・好事例の共有

- その他、地方自治体への財政支援をはじめ、ハイリスク層の自殺予防につながる取組を推進
(ICTやAIを活用した効果的な相談支援の検討・自殺企図歴のあるこどもの声を含めた自殺の要因分析 等)

国と地方が総力を結集し、救える命を必ず救う。こどもの命を、総力を挙げて徹底的に守り抜く。

令和7年9月11日

令和8年1月更新

こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議

こどもの自殺対策推進パッケージ

- ✓ こどもの自殺をめぐる深刻な状況に対処するため、こどもの自殺対策緊急強化プラン（令和5年6月）や改正自殺対策基本法（令和7年6月公布）を踏まえ、関係省庁一丸となり、**関連事業・支援策を総合的に推進していく必要**
- ✓ こどもの自殺対策の実施に様々な機関や団体に関わる中で、関係機関や団体の連携・協働により**連動性を持って取り組まれるべき施策を「こどもの自殺対策推進パッケージ」としてとりまとめ**

➡ 地方自治体においては、特に下線部の施策を中心に取り組むことにより、**自殺対策が地域を問わず着実に実行されるよう底上げを図る**

① 教育や普及啓発等	② リスクの早期発見・対応	③ 危機介入	④ 見守り・支援
• <u>SOSの出し方に関する教育・自殺予防教育の促進</u> 《文部科学省》 • <u>地方自治体によるゲートキーパー養成研修の実施支援</u> 【33億円の内数】 《厚生労働省》 • <u>「心の健康」に関する指導の着実な実施、啓発資料の周知</u> 《文部科学省》 - 改 学校における精神保健に関する知識の向上 《文部科学省》 • 中高生を対象とした自殺対策に関する広報啓発【0.4億円】 《こども家庭庁》	• <u>1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の推進</u> 《文部科学省》 • <u>スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実</u> 【88億円】 《文部科学省》 - 改 学校における心の健康保持のための健康診断等の措置 《文部科学省》 - 改 医療及び学校現場と連携した教職員向けガイドラインの作成及び広報等【0.1億円】 《文部科学省》 • こどもの成長を見守るためのデータ連携基盤構築に向けた調査研究【0.8億円（R7補正）】 《こども家庭庁》	• <u>こども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援の推進</u> 【39億円の内数】 《厚生労働省》 • <u>地域ネットワーク構築によるこども支援</u>【7.7億円（R7補正）】 《こども家庭庁》 - 改 法定協議会（※）の運営に係るガイドラインの作成 《こども家庭庁》 （※）令和8年度から地方公共団体は協議会の設置が可能	• <u>地域ネットワーク構築によるこども支援</u>【7.7億円（R7補正）】（再掲） 《こども家庭庁》 • <u>地方自治体及び民間団体によるSNS相談体制の強化、こころの健康相談統一ダイヤルにおけるフリーダイヤルの導入等</u>【33億円の内数】 【21億円の内数（R7補正）】 《厚生労働省》 • 年末年始等における孤独・孤立相談事業【3.9億円の内数（R7補正）】 《内閣府》 • <u>教育委員会による24時間子供SOSダイヤル、SNS等を活用した相談体制の整備</u>【88億円の内数】 《文部科学省》

※ 改 は改正自殺対策基本法を受けて今後実施・検討する事項

※ 【 】は令和8年度予算額及び令和7年度補正予算額

⑤ 要因分析・関係省庁の連携等

• こどもの自殺の実態解明及び分析に当たっての課題把握【0.2億円】 《こども家庭庁》	• 「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」（令和7年12月改訂）の周知 《文部科学省》
• 自殺未遂者支援を含む自殺対策に関する調査研究等の体制強化【6.0億円】 《厚生労働省》	• 自死遺児・遺族支援団体に対する活動支援【33億円の内数】 《厚生労働省》